

4章 重点区域

1 重点区域設定の考え方

名古屋市内には、長い歴史の中で人々が積み上げ、継承してきたさまざまな歴史的風致が存在している。2章では「名古屋市の維持向上すべき歴史的風致」として、名古屋城と城下町をはじめ、熱田神宮、志段味古墳群、堀川や街道沿いの町並み、近現代の都市基盤など、名古屋市の歴史的特徴を形づくっている要素を中心に歴史的風致を取り上げた。

- 1 尾張氏ゆかりの地、志段味に見られる歴史的風致
- 2 熱田神宮周辺に見られる歴史的風致
- 3 近世名古屋城下町に見られる歴史的風致
- 4 近世街道沿いなどの城下町周辺地域に見られる歴史的風致
- 5 近代産業の発展に見られる歴史的風致
- 6 戦災復興以降に見られる歴史的風致

(再掲)

また、歴史まちづくり法第2条第2項には、重点区域設定の土地の区域の要件として、「重要文化財、重要有形民俗文化財又は史跡名勝天然記念物として指定された建造物（以下「重要文化財建造物等」という。）の用に供される土地」、及び「重要伝統的建造物群保存地区（以下「重伝建地区」という。）内の土地」とあり、これを含む区域を重点区域とする。

これらの歴史的風致が存在する地域のうち、本市における重点区域は、国指定文化財及びそれ以外の文化財の分布状況並びにこれまで本市及び本市住民が独自に歴史的風致の維持・向上に取り組んできた区域の状況を踏まえ、特に歴史的風致を構成する文化財や人々の活動の維持、発展に寄与する施策を一体的に推進することが必要な区域として設定する。

本市では、平成 23 年に策定した「名古屋市歴史まちづくり戦略」において、戦略 I として「尾張名古屋の歴史的骨格の見える化」を掲げている。その中の具体的な方針として、「名古屋城の再生と城下町のアイデンティティ継承」、「悠久の歴史を誇る熱田の魅力向上」、「有松・堀川など「まち・むら」をつなぐ「道・水」を活かす」があり、名古屋城周辺と熱田地区、有松地区は、本市の歴史まちづくりにおいて重要な地域として位置付けられている。

名古屋城周辺では、戦後、大規模な復興事業が行われたが、名古屋城下町の中核をなしていた本町通を中心とする碁盤割の町割りは踏襲され、現在も古地図とほぼ同じ街区配置を見ることができる。名古屋城下町の北端に位置する名古屋のシンボル「名古屋城」は、戦災で天守や本丸御殿などが失われたが、昭和 27 年（1952）には特別史跡に指定され、昭和 34 年（1959）には市民の熱意により天守閣が再建されるなど、碁盤割を元にした市中心部の発展と軌を一にして整備が行われてきた。平成 21 年（2009）から本丸御殿の復元が進められ、平成 30 年に完成した。今後も名古屋城の継続的な価値と魅力の向上と、名古屋城と連携した旧城下町における歴史まちづくりを進めていくことが必要である。

熱田地区は、史跡「断夫山古墳」、熱田神宮、寺院、七里の渡し跡など古代から近世に至るまでのさまざまな歴史的資源が集積しているが、発展の過程で見えづらくなったこれらの歴史的資源を活かすことが課題となっている。名古屋開府以前から尾張南部の拠点となり、名古屋の発展に大きな影響をもたらした地域として熱田において歴史まちづくりを進めることが、名古屋のアイデンティティ継承のためには重要である。

志段味地区は、昭和 29 年（1954）に志段味村が守山町と合併して守山市となり、昭和 38 年（1963）に守山市が名古屋市に合併して以来、名古屋市守山区の一部として住宅地等の開発が進められてきた。志段味地区には、史跡「志段味古墳群」を始めとして、古墳時代全期間の古墳が分布している。最近の発掘調査により、これらの古墳が、その後熱田に居を構えた尾張氏につながる勢力と関係するものであることが明らかになりつつある。古墳の保存・整備とともに、古墳頂上に建立された尾張氏の祖先神を祀る神社とその祭礼、上志段味集落内に存在する氏神とその年中行事を絶やさぬよう維持していく必要がある。

有松地区は、旧東海道五十三次の池鯉鮒（知立）と鳴海の宿の間に、慶長 13 年（1608）に開かれた村で、昭和 59 年（1984）に名古屋市の町並み保存地区に指定され、平成 28 年（2016）に重要伝統的建造物群保存地区に選定された。電

線類の地中化も行われるなど景観向上に資する整備も行われている。令和元年（2019）には有松の文化・伝統を語るストーリー「江戸時代の情緒に触れる絞りの産地～藍染が風にゆれる町 有松～」が日本遺産に認定され、歴史まちづくりの機運が非常に高まっている。そこで新たに重点区域に設定をし、日本遺産ガイダンス施設の整備など、歴史的風致の維持向上に取り組んでいく必要がある。

以上のことから、本計画では以下の4つの地区を重点区域に設定する

- (1) 名古屋城周辺地区
- (2) 熱田地区
- (3) 志段味地区
- (4) 有松地区

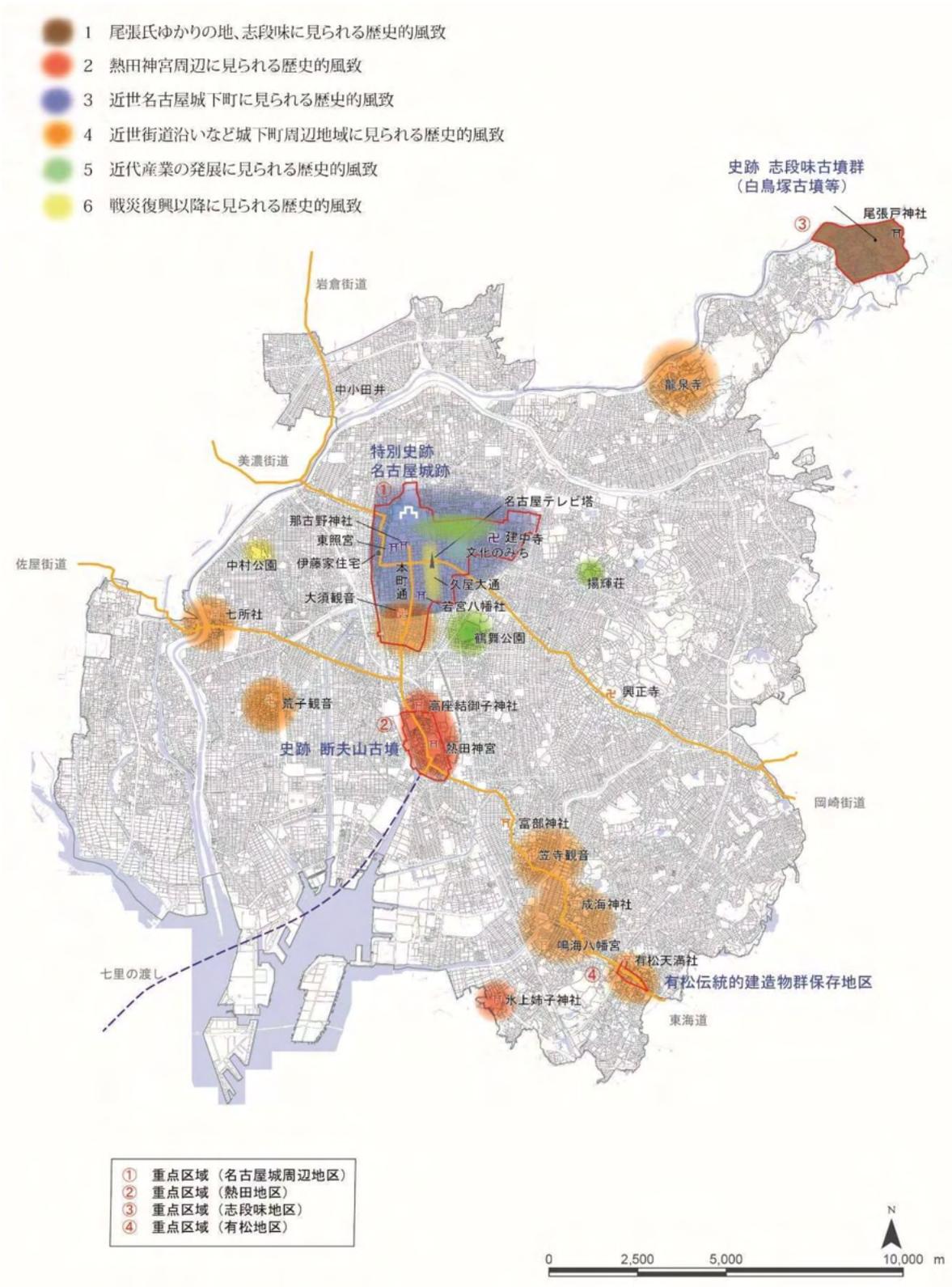


図 4-1 重点区域の位置図

2 重点区域の位置及び区域

(1) 名古屋城周辺地区（約 1,040ha）

名古屋城下町の中心を成していた地域は、戦災により大きな被害を受けたものの、碁盤割にみられるように城下町時代の町割りを色濃く残し、江戸時代から行われてきた東照宮祭、三之丸天王祭、若宮祭が形を変えて連綿と受け継がれるなど、歴史と伝統を反映した人々の活動が今も営まれている。

東部は、尾張徳川家ゆかりの建中寺や徳川園・徳川美術館などが立地し、近世武家文化を今に伝える地である。ここでは城下町の祭りに由来する山車などが今も曳き出され、歴史的風致を形成している。また、明治以降、武家屋敷地が工場や実業家の邸宅に転用され近代産業の集積地となった地域でもあり、近代建築が多く残る。こうした地域も、江戸時代から近現代に至る歴史的変遷を伝える地域として重要である。

西部の四間道界限には、堀川の水運を利用して栄えた商家の貴重な住居が残り、四間道沿いには土蔵の立ち並ぶ景観が形成されている。四間道西側の地域には、細い路地や長屋が残り、地域住民で管理・運営されている屋根神・子守地蔵尊・浅間神社やその祭りが、今も下町情緒を感じさせてくれる地域である。

南部は、江戸時代には寺町を形成していた地域で、現在も多く寺院が立地している。橘町界限には伝統産業である名古屋仏壇の販売店が軒を並べ、仏壇街を形成している。城下町の一部を担っていたこの地域には、文化財に指定されていないものを含め、歴史的資源が多く残っている。

また、戦後、城下町の碁盤割を残して整備された都心部の道路・公園等では、戦災復興の気風の中で始まった名古屋まつりが半世紀以上にわたり続けられており、山車揃や郷土英傑行列といった名古屋の歴史をテーマにした行列が祭りのメインイベントとして行われている。

このように名古屋城とその周辺に広がる旧城下町を含む地域は、戦災により多くの歴史的な建造物や町並みを失ったものの、現在の本市の市街地形成の基盤となりかつ現在もなお人々の暮らしや年中行事等と文化財が密接に関わっている。第1期計画においては、これらを含めた名古屋城周辺の重点地区において、集中的に各種事業を実施し、名古屋城の整備の進展や名古屋まつりなどの市民が参加できる事業の開催などを通して、歴史的風致の維持向上に一定の成果をもたらした。一方で、いまだ整備の必要な歴史的な建造物が残っていたり、新型コロナウイルス感染症によるイベントの中止などによって、十分な成果をもたらしたとはいえない部分もある。そのため、本計画においても第1期計画を

引き継いだ重点区域を名古屋城周辺に適用し、重点的かつ一体的に施策を実施していく。

① 名古屋城周辺地区の区域設定の考え方

以下のア～エを中心とし、祭りに参加する地域や音色の広がり、旧城下町時代からある寺社の分布、現在の町界、道路・公園の形状等を考慮して区域を設定する。

- ア) 古地図に見られる城下町の範囲
- イ) 若宮祭、筒井町天王祭、出来町天王祭、名古屋まつり等において、山車の運行経路および氏子区域となっている範囲
- ウ) 白壁・主税・榑木町並み保存地区、四間道町並み保存地区の範囲
- エ) 大須観音における節分会の音色等の広がり

② 名古屋城周辺地区の重要文化財等

所在地	種別	名称	概要
名古屋城内	建造物	名古屋城西南隅櫓	城郭建築 年代：慶長 17 年(1612)頃 構造等：二重三階、本瓦葺
		名古屋城東南隅櫓	城郭建築 年代：慶長 17 年(1612)頃 構造等：二重三階、本瓦葺
		名古屋城西北隅櫓	城郭建築 年代：元和 5 年(1619) 構造等：三重三階、本瓦葺
		名古屋城表二の門	城郭建築 年代：慶長 17 年(1612)頃 構造等：高麗門、本瓦葺
		名古屋城二之丸大手二之門	城郭建築 年代：慶長 17 年(1612)頃 構造等：高麗門、本瓦葺
		名古屋城旧二之丸東二之門	城郭建築 年代：慶長 17 年(1612)頃 構造等：高麗門、本瓦葺
	史跡	特別史跡名古屋城跡	城跡（築城者：徳川家康） 年代：慶長 17 年(1612)竣工 石垣・堀等が良好に残る

	種別	名称	概要
	名勝	名古屋城二之丸庭園	庭園 年代：寛永初年頃～ 城郭庭園の旧状をよく残す
	天然記念物	名古屋城のカヤ	樹木 樹齢 600 年以上と伝わる。 幹回り：約 7m
その他	建造物	旧名古屋控訴院地方裁判所区裁判所庁舎	近代建築 年代：大正 11 年(1922) 構造等：煉瓦及び鉄筋コンクリート造、三階建、玄関ポーチ付、正面中央塔屋付、スレート葺
		名古屋市庁舎	近代建築 年代：昭和 8 年（1933） 日本趣味を基調とした近世式
		愛知県庁舎	近代建築 年代：昭和 13 年（1938） 日本趣味を基調とした近世式
		名古屋テレビ塔	年代：昭和 29 年（1954） 建設当時日本一の高さを誇った自立式鉄塔

③名古屋城周辺地区の境界の位置

区間	境界の位置
1-2	黒川右岸
2-3	堀川～江川線
3-4	江川線
4-5	松重閘門
5-6	江川線
6-7	山王線
7-8	前津通
8-9	矢場町線
9-10	東郊線
10-11	広小路線
11-12	葵町線
12-13	桜通線
13-14	JR 中央線
14-15	陸橋
15-16	千種区・東区境界
16-17	名古屋環状線
17-18	古出来町二丁目・矢田南一丁目境界
18-19	出来町三丁目・矢田南一丁目境界
19-20	旭ヶ丘公園北東角～徳川美術館北交差点
20-21	徳川園
21-22	新出来一丁目・徳川町境界
22-23	新出来町線
23-24	名城公園
24-25	中区・北区境界
25-1	名城公園

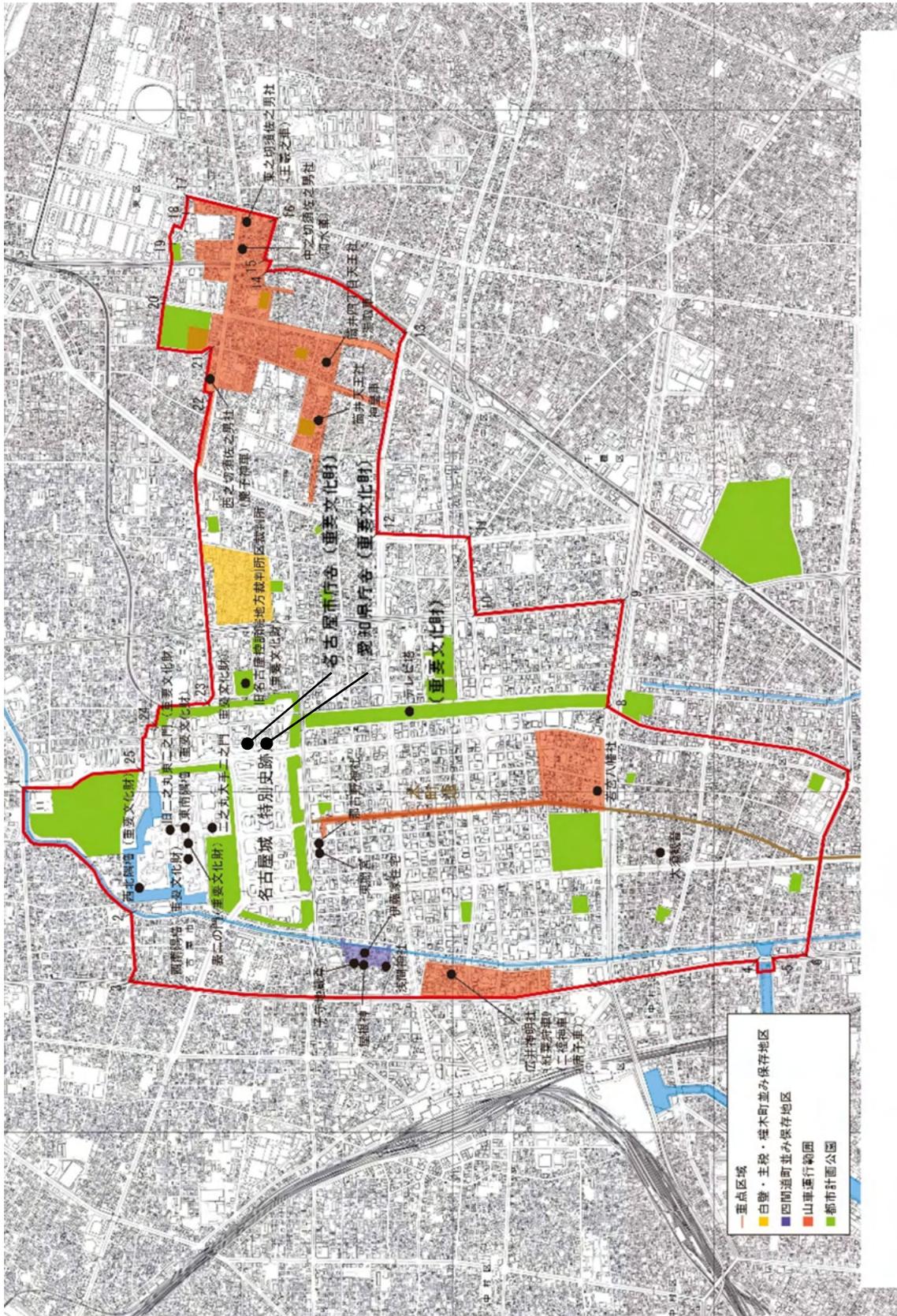
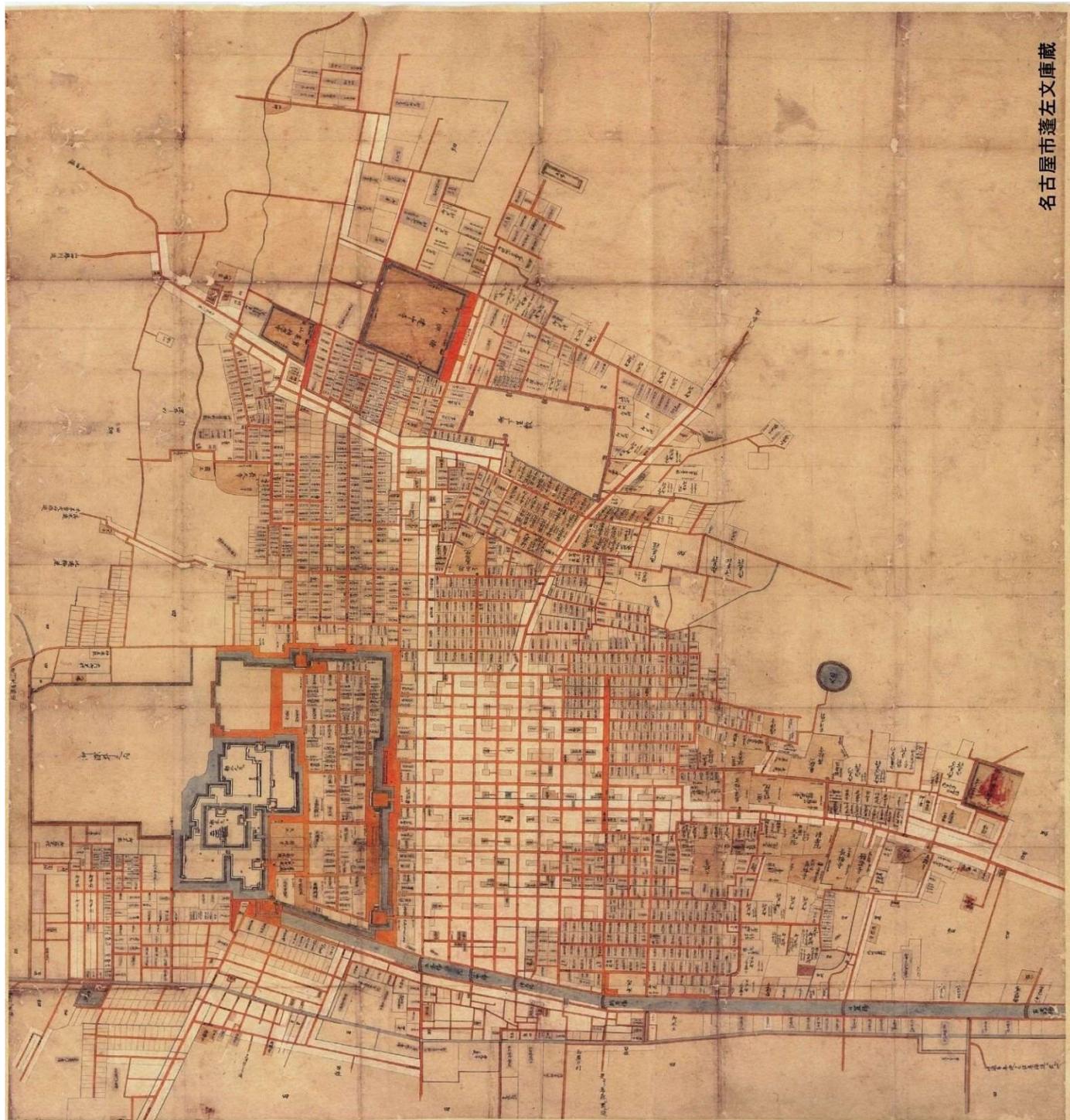


图 4-2 重点区域(名古屋城周边地区)



名古屋市蓬左文庫蔵

图 4-3 尾府名古屋图 正德4年(1714)

(2) 熱田地区 (約 190ha)

熱田のまちは、熱田神宮を中心に、名古屋城の築城以前からこの地域の重要な拠点であった。この地域は熱田台地の南端に位置し、東海地方最大級の断夫山古墳が築かれるなど古くから人々の活動が盛んなところであった。その後、熱田神宮の門前町、港町、東海道の宿場町などさまざまな性格をあわせ持つまちとして名古屋城下町とは異なる独自の歴史を重ね、名古屋城下町とともに現在の名古屋の基盤となった地域である。熱田は、名古屋城下町とともに現在の名古屋の基盤となった 2 大拠点のひとつであり、熱田神宮を中心とする歴史的風致が悠久の歴史を現代に伝える地域である。

熱田のシンボルである熱田神宮では、今も伝統的な神事が連綿と続けられ、悠久の歴史を伝えている。また、熱田には断夫山古墳、白鳥古墳、熱田神宮の摂社・末社が点在しており、これらは熱田神宮と関係を持ちながら、熱田における歴史的風致を構成している。

東海道の宿場町の景観を今に伝える歴史的資源は少なくなってしまったが、熱田では今でも東海道の道筋をたどることができ、宮の渡し公園近くには、歴史的価値の高い町家が残る。この地は、東海道唯一の海路であった宮の渡しの船着き場があった場所であり、熱田の歴史を語る上で欠くことのできない地点である。

また、堀川右岸に立地する白鳥公園（白鳥庭園を含む）は、江戸時代から材木置き場として利用されてきた白鳥貯木場の跡地に整備されたもので、対岸の白鳥古墳とは御陵橋で結ばれ、一つの都市公園となっている。また、日本武尊の白鳥伝説にちなむ「白鳥」の名称は広く熱田に定着している。

第 1 期計画においては、この熱田地区を重点区域として設定し、事業を集中的に実施するなかで、地区内の回遊性の向上や歴史まちづくりの機運醸成という成果を残した。一方、熱田神宮周辺の歴史的風致を十分に来訪者に伝えきれているとはいえない部分も残る。この課題を解決していくために、第 2 期計画にもいっても同様の重点区域を熱田地区に設定する。

① 熱田地区の区域設定の考え方

熱田神宮の門前町、港町、宿場町として発展した熱田の町を一体感を持って捉えられる範囲を重点区域とするため、以下のア・イ及び現在の道路・公園の形状等を考慮して区域を設定する。

ア) 熱田神宮で行われる営みへの参加学区等を考慮し、熱田神宮、断夫山古墳、東海道熱田宿に関する史跡など熱田の歴史的資源が集積し、東海道本線、新堀川、堀川等に囲まれた地域

イ) 熱田神宮の摂社であり、子育ての神様としても人々に親しまれている高座結御子神社の境内と隣接する高蔵公園の範囲

ウ) 堀川を挟んで、熱田の歴史性を活かした良好な市街地環境を創出している白鳥公園と旗屋橋～大瀬子橋の堀川プロムナードを含む範囲

②熱田地区の重要文化財等

種別	名称	概要
史跡	断夫山古墳	墳形：前方後円墳 年代：6世紀前半 墳丘長：約150m (東海地方最大級)

③熱田地区の境界の位置

区間	境界の位置
1-2	三本松線
2-3	旗屋小学校北東角～大津町線
3-4	高蔵公園
4-5	三本松線
5-6	堀川右岸プロムナード
6-7	白鳥公園
7-8	堀川右岸プロムナード
8-9	大瀬子橋
9-10	堀川及び新堀川
10-1	JR 東海道本線

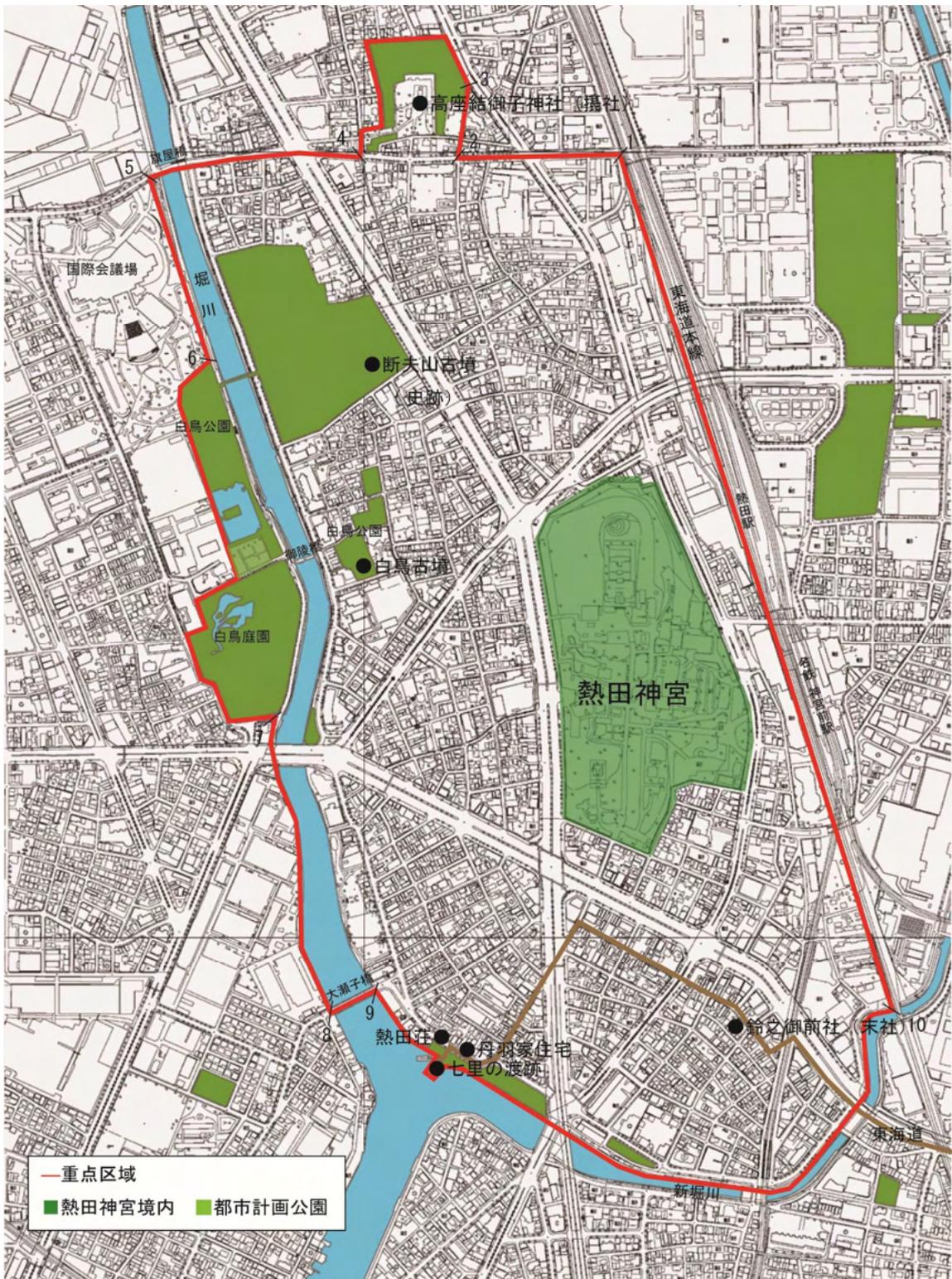
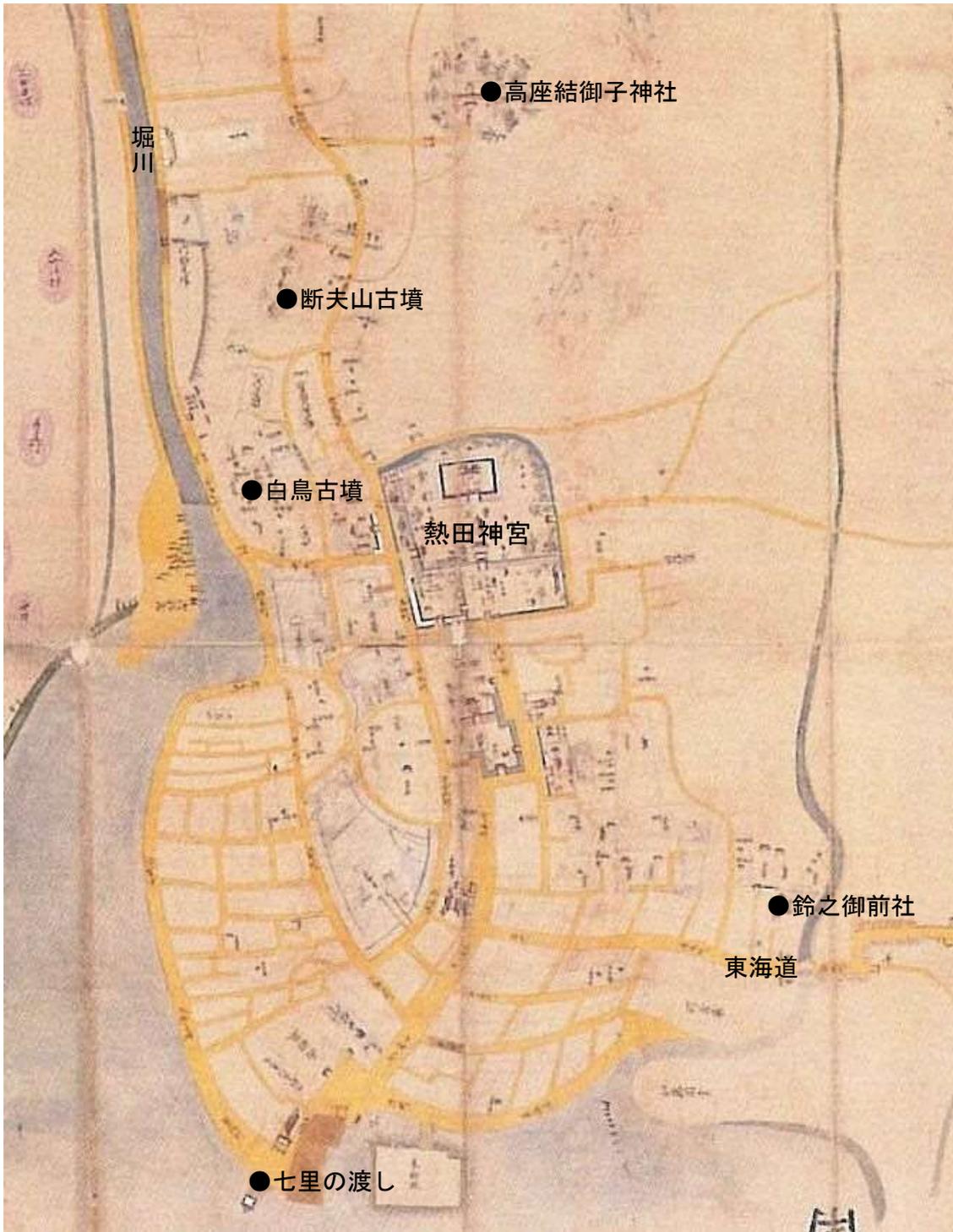


图 4-4 重点区域（熱田地区）



名古屋市博物館蔵

図 4-5 江戸時代の熱田（「名古屋并熱田絵図」（江戸中期）より）

(3) 志段味地区 (約 290ha)

志段味地区は、名古屋市最高地である東谷山の西南麓に位置し、庄内川の流れによって形成された河岸段丘上に集落が営まれてきた自然豊かな地区である。この地には、史跡「志段味古墳群」をはじめ、古墳時代の全時期を通じて多くの古墳が築かれ、今も多くの古墳が残されている。

昭和 38 年 (1963) に守山市 (現守山区) が名古屋市に合併されて以降、次第に住宅化が進み、地区内に所在する文化財の保存、散逸が危惧されたが、開発計画を推進する区画整理組合と幾多の協議を重ね、上志段味大久手池周辺の前方後円墳が集中する地域では、古墳の保存を図りながら、計画的な市街地整備が進められている。

東谷山山頂には、白鳥塚古墳と並んでこの地域で最も古い時期の古墳である尾張戸神社古墳 (史跡) が現存し、その墳上には尾張戸神社が立地している。

尾張戸神社は、熱田神宮にも祀られている尾張氏の祖神を祭神とし、志段味から熱田へ進出し、断夫山古墳を築いた尾張氏の故地としてのゆかりを感じさせる神社である。尾張戸神社は古くから、志段味地区の人々に崇敬され、7 月に行われる茅の輪くぐりなどの伝統行事には多くの人々が参加する。

また、庄内川の河岸段丘上に築かれた勝手塚古墳には、上志段味地区の氏神のひとつである勝手社が立地している。ここでは、毎年 8 月に伝統的な提灯祭りが行われ、地域住民の交流や伝統の継承の場となっている。

上志段味地区にはこの他にも、大久手池周辺の古墳群などの貴重な古墳が残る。

東谷山の自然景観や志段味古墳群を背景に続けられてきた人々の生活・祈りや伝統的な祭りを志段味地区における「歴史的風致」として捉え、今後これらを維持向上させるための施策を重点的かつ一体的に実施する地域として重点区域を設定する。

① 志段味地区の区域設定の考え方

上志段味地区の祭礼における活動の広がりを踏まえて、以下の範囲とする。

上志段味特定土地区画整理組合の保留地等に所在する志段味大塚・大久手古墳群を中心に、白鳥塚古墳、東谷山白鳥古墳を含めた区域を想定している。上志段味地区の特色を踏まえ、これらの古墳に加え、東谷山山頂の古墳や東谷山西麓の古墳群を取り込んだものとする。具体的には、北は庄内川、西は野添川、南は森林公園の北側、東は東谷山の南北に走る尾根筋 (概ね瀬戸市との市境界) で囲まれた範囲とする。

②志段味地区の重要文化財等

種別	名称	概要
史跡	志段味古墳群	<ul style="list-style-type: none"> ・白鳥塚古墳：前方後円墳 (4世紀前半) ・尾張戸神社古墳：円墳 (4世紀前半) ・中社古墳：前方後円墳 (4世紀中頃) ・南社古墳：円墳 (4世紀中頃) ・志段味大塚古墳：帆立貝式古墳(5世紀後半) ・勝手塚古墳：帆立貝式古墳 (6世紀初め) ・東谷山白鳥古墳：円墳 (6世紀末)

③志段味地区の境界の位置

区間	境界の位置
1-2	野添川
2-3	森林公園の北側
3-4	東谷山の南北に走る尾根筋(概ね瀬戸市との市境界)
4-1	庄内川(春日井市との市境界)



图 4-6 重点区域 (志段味地区)

(4) 有松地区 (約 24ha)

有松は、慶長 13 年 (1608)、東海道の鳴海宿と池鯉鮒宿の間に尾張藩によって開かれた茶屋集落である。東海道を往来する旅人の土産物として絞り染め (有松絞り) が考案され、以降、有松絞りとともに有松のまちは発展した。天明 4 年 (1784) の大火により村のほとんどが焼失したが、尾張藩の援助もあり、20 年程でほぼ復興したと伝えられている。明治維新以降、東海道の往来者が大きく減ったことなどから、有松絞りは著しく衰退した。しかしその後、新たな意匠や製法の開発、卸売販売への業態転換などによって再興し、明治後期から昭和初期にかけて最も繁栄した。東海道沿いには、今なお豪壮な絞商の主屋をはじめとする数多くの伝統的な建物が残り、有松絞りによって繁栄した往時の様子を今に伝えている。

有松には歴史的な町並みとともに、伝統産業の有松絞り、市指定無形民俗文化財の「有松祭りの山車行事と布袋車」(他 2 両) が今日まで継承されている。毎年 6 月第 1 土・日曜日には「有松絞りまつり」が開催され、東海道が大いに賑わう。また、有松にのこる 3 両の山車は江戸期から明治期に製作された。毎年 10 月第 1 日曜日には、「有松山車まつり (有松天満社秋季大祭)」が盛大に開催され、からくり人形をのせた山車が祭囃子とともに東海道を曳き回される。

有松においては、全国的にみて早い時期から、町並み保存の取り組みが行われてきた。昭和 48 年には「有松まちづくりの会」が発足。昭和 53 年には、全国町並み保存連盟が中心となって、「第 1 回全国町並みゼミ」を足助町 (現豊田市足助町) と有松で共同開催している。昭和 59 年には、名古屋市町並み保存要綱に基づき「有松町並み保存地区」に指定し、町並みの維持・向上に一定の成果を上げてきた。平成 20~24 年度には電線類の地中化事業が実施され、電柱や電線のない町並みが復活している。平成 28 年 (2016) に重要伝統的建造物群保存地区に選定、令和元年 (2019) には有松・鳴海の日本遺産が認定され、歴史まちづくりの機運が非常に高まっている。

有松の歴史的な町並みと、そこで営まれてきた伝統産業の有松絞り。からくり人形をのせた山車が曳き回される伝統的な祭り。これらを有松地区における「歴史的風致」として捉え、今後これらを維持向上させるための施策を重点的かつ一体的に実施する地域として重点区域を設定する。

① 有松地区の区域設定の考え方

有松町並み保存地区に有松天満社を加えた範囲とする。

町並み保存地区の区域は、近世から近代にかけての伝統的な建造物が密度高く残る旧有松村の東海道沿い (祇園寺からまつのね橋までの約 800m の区間)

を含み、低層の住宅地として景観的なまとまりを持つ、名鉄名古屋本線及び国道1号並びに302号に囲まれた範囲とする。

②有松地区の重要文化財等

種別	名称	概要
重要伝統的建造物群 保存地区	名古屋市有松伝統的 建造物群保存地区	約800mの区間 面積：約7.3ha

③有松地区の境界の位置

区間	境界の位置
1-2	国道302号
2-3	国道1号
3-4	筆界
4-5	名古屋鉄道名古屋本線
5-6	虹橋
6-7	筆界（有松天満社東）
7-1	筆界（有松天満社北）

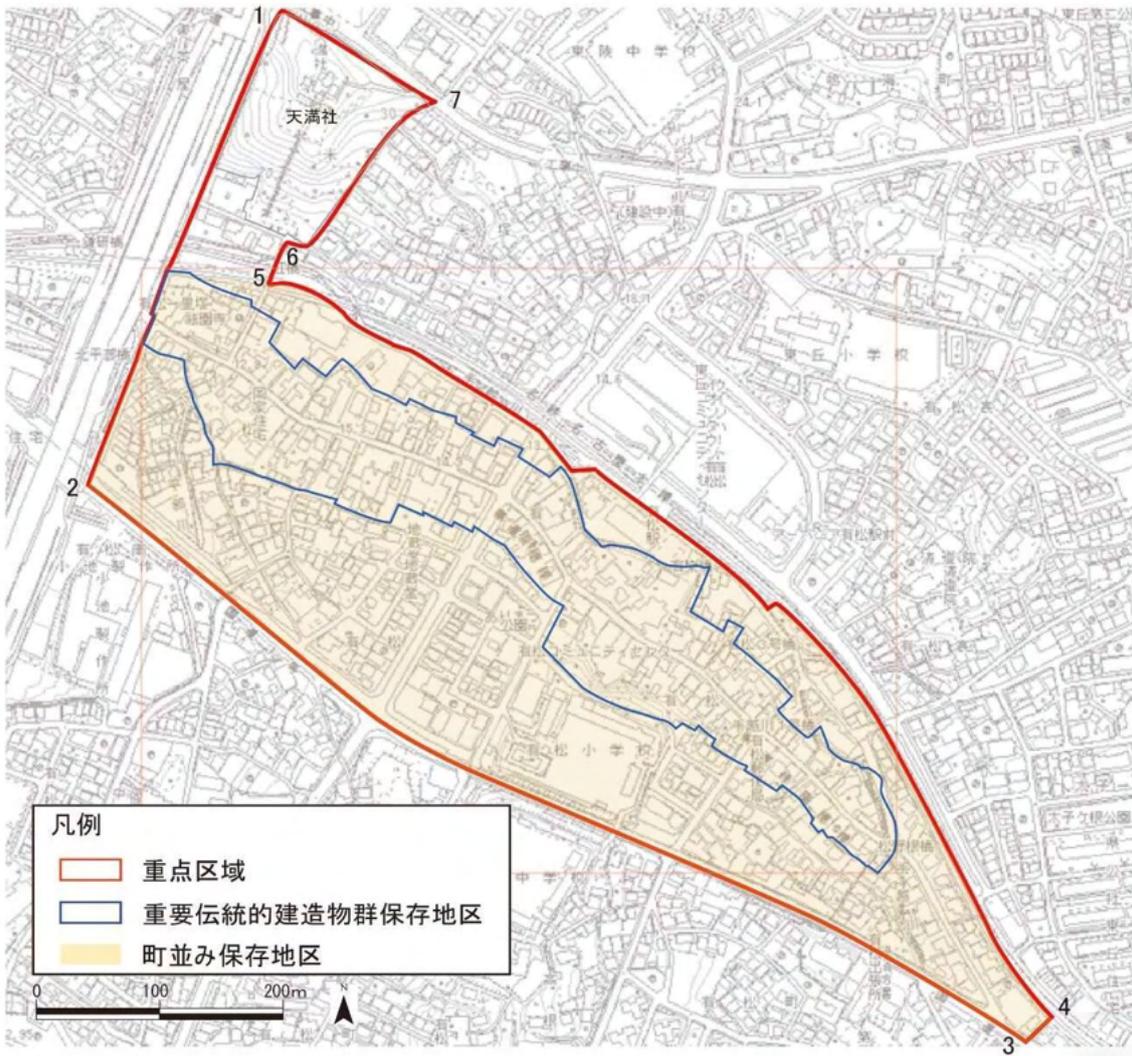


图 4-7 重点区域（有松地区）

3 重点区域の歴史的風致の維持及び向上による効果

重点区域における歴史的風致の維持・向上は、直接的には、歴史的建造物の保存・活用や良好な市街地の環境の保全・整備、伝統芸能の継承・活性化等であるが、こうした取組によって、重点区域の文化財や歴史的風致の特色と価値の顕在化が図られ、地域の歴史を大切にする必要性や重要性が住民の間で高まっていくことも大きな効果のひとつと考えられる。とりわけ、歴史的建造物や伝統行事等を長年にわたって守り支えてきた人々にとっては、これまでの活動が再認識されることになり、地域の歴史に裏付けられた誇りと自信を創出すると考えられる。このような誇りや自信は、子供たちが暮らしの中で楽しく伝統文化を継承することにつながり、その中で育まれた地域への愛着や誇りが、より良い地域社会を実現するための原動力として次世代に継承されていくことが期待される。

また、特色ある歴史的風致の維持・向上は、地域の魅力づくりにもつながり、名古屋で暮らすことの価値や魅力を向上させる効果も見込まれる。さらには、他地域からの観光客・交流を通じた地域の活性化、コミュニティの広がりや地域の魅力を発信する機会を増大し、より多くの人を呼び込む効果も期待される。

重点区域における取組は、名古屋市内の他の地域においても歴史的風致を活かしたまちづくりへの関心を高め、市全体へ効果が広がることを期待される。

4 良好な景観の形成に関する施策との連携

歴史的風致の維持向上に関連する都市計画、景観施策、町並み保存などの取り組みには次のようなものがある。これらの施策を踏まえて個別事業を展開することで、歴史的風致のより効果的な維持向上を図っていく。

(1) 都市計画

ア 用途地域

名古屋市は、市内全域が都市計画区域となっており、市域の約93%が市街化区域に定められ、市街化区域の全域に用途地域が定められている。

「名古屋城周辺地区」は、江戸時代より城下町として繁栄し、今日に至るまで中心市街地として発展してきたため、その多くが商業地域、近隣商業地域に指定されており、名古屋城の旧城郭内や名古屋城の東側の一部は、住居地域に指定されている。

「熱田地区」は、重点区域の北西側を中心に住居地域、南東側を中心に商業地域に指定されている。

「志段味地区」は、重点区域の西側を中心に住居地域、東谷山及びその西麓については、市街化調整区域となっている。

「有松地区」は、東海道沿いや幹線道路沿いが近隣商業地域、その他は住居地域に指定されている。

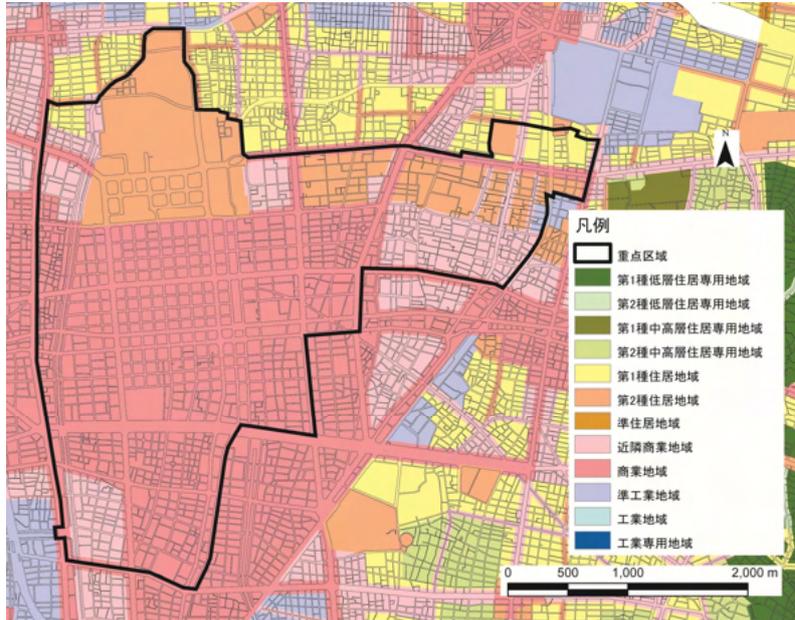


図 4-8 都市計画（用途地域）の指定状況（名古屋城周辺地区）

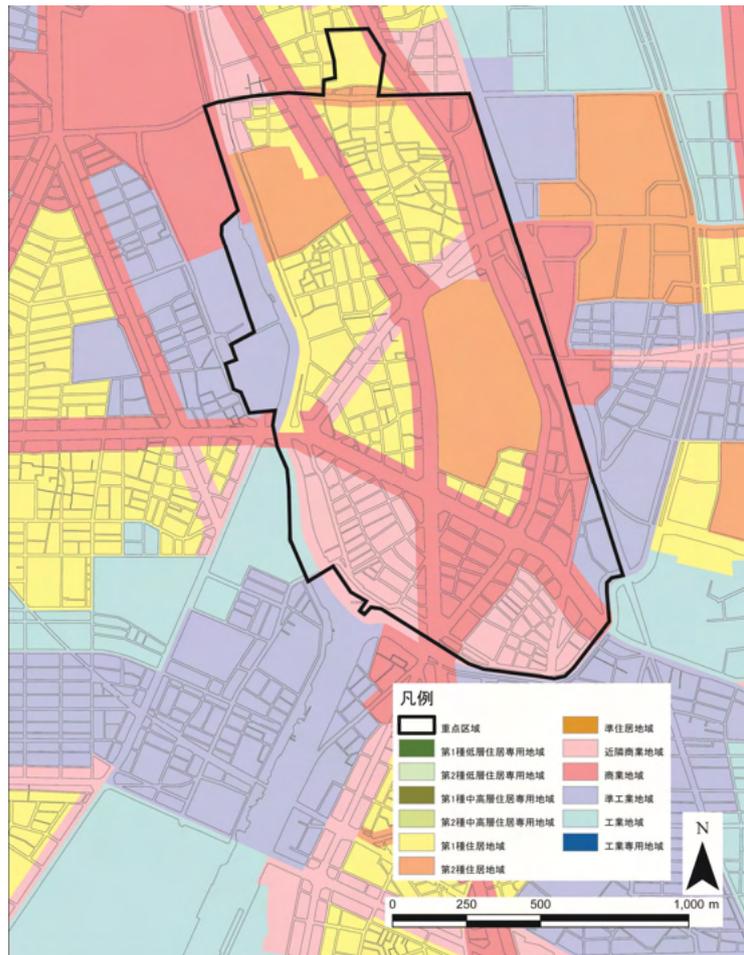


図 4-9 都市計画（用途地域）の指定状況（熱田地区）

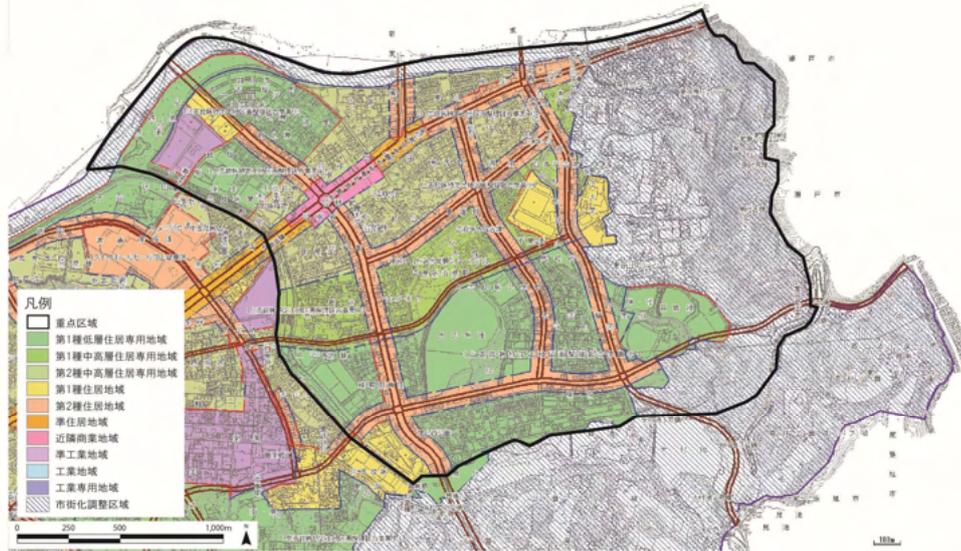


図 4-10 都市計画（用途地域）の指定状況（志段味地区）

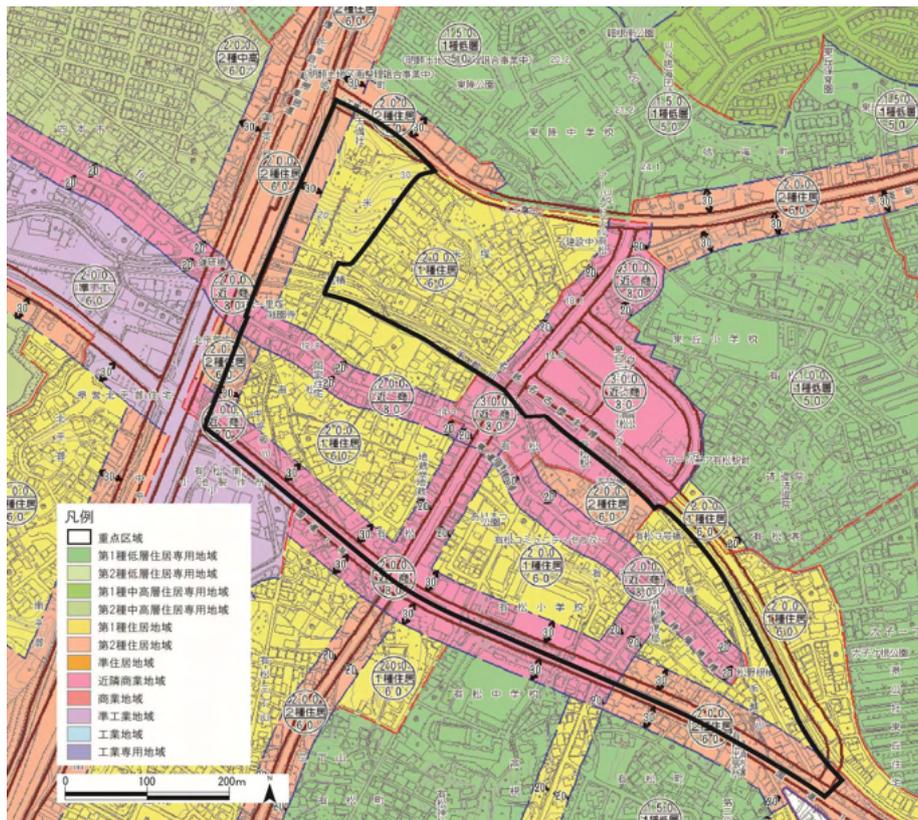


図 4-11 都市計画（用途地域）の指定状況（有松地区）

イ 風致地区・特別緑地保全地区・緑化地域

都市における良好な自然環境の保全を目的とした制度として、「風致地区」や「特別緑地保全地区」があり、市内の各地で指定されている。

「名古屋城周辺地区」は、名古屋城の旧城郭内が風致地区に指定されているとともに、名古屋城の大部分や徳川園の一部が特別緑地保全地区に指定されている。

「熱田地区」は、熱田神宮の範囲が風致地区に指定されているとともに、熱田神宮、断夫山古墳、白鳥古墳の範囲が特別緑地保全地区に指定されている。

「志段味地区」では、東谷山及びその西麓が、風致地区に指定されている。

「有松地区」では、天満社の範囲が特別緑地保全地区に指定されている。

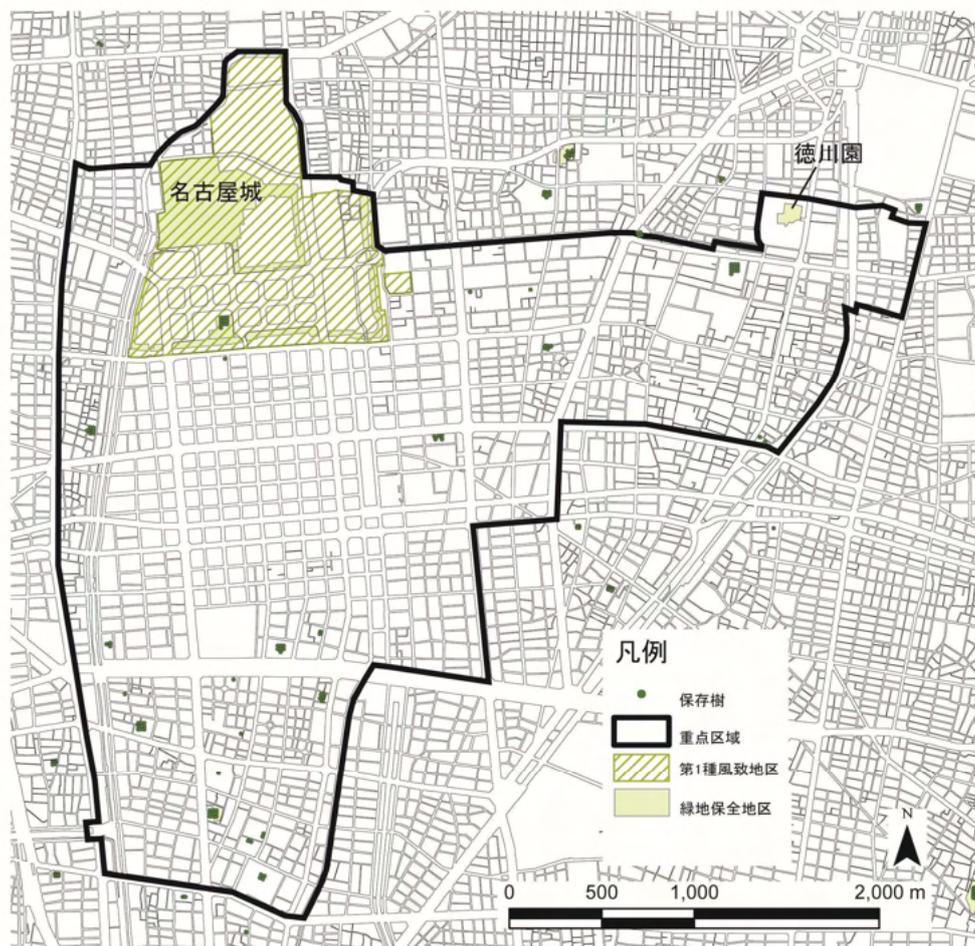


図 4-12 風致地区、特別緑地保全地区の指定状況（名古屋城周辺地区）

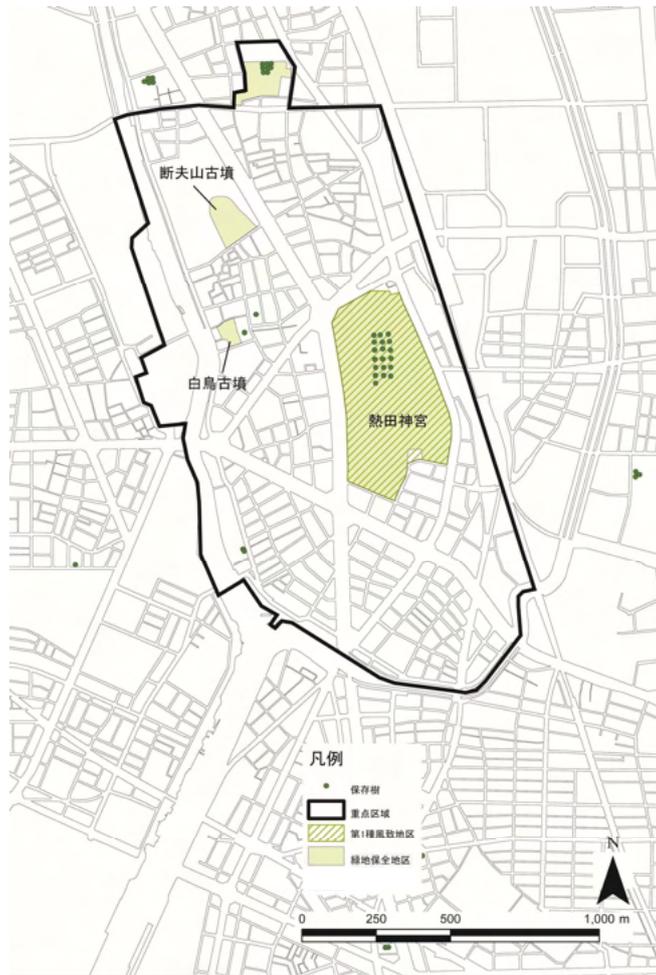


图 4-13 風致地区、特別緑地保全地区の指定状況（熱田地区）

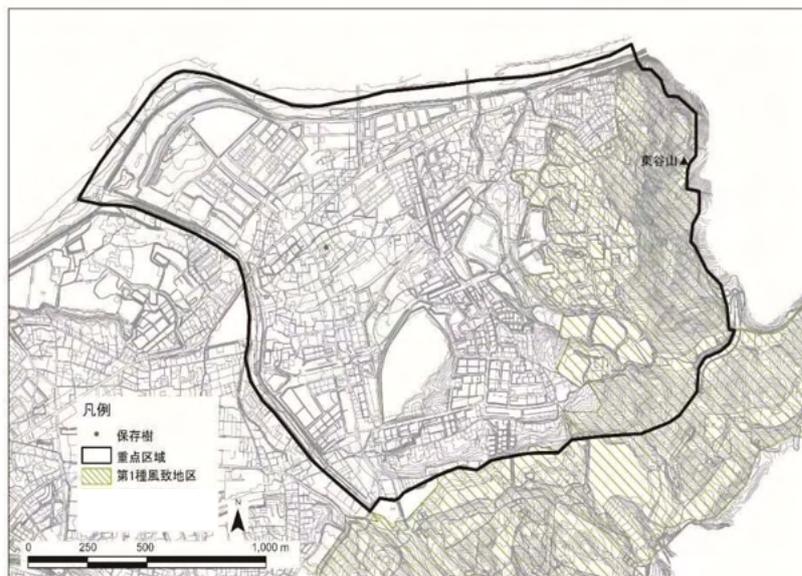


图 4-14 風致地区、特別緑地保全地区の指定状況（志段味地区）

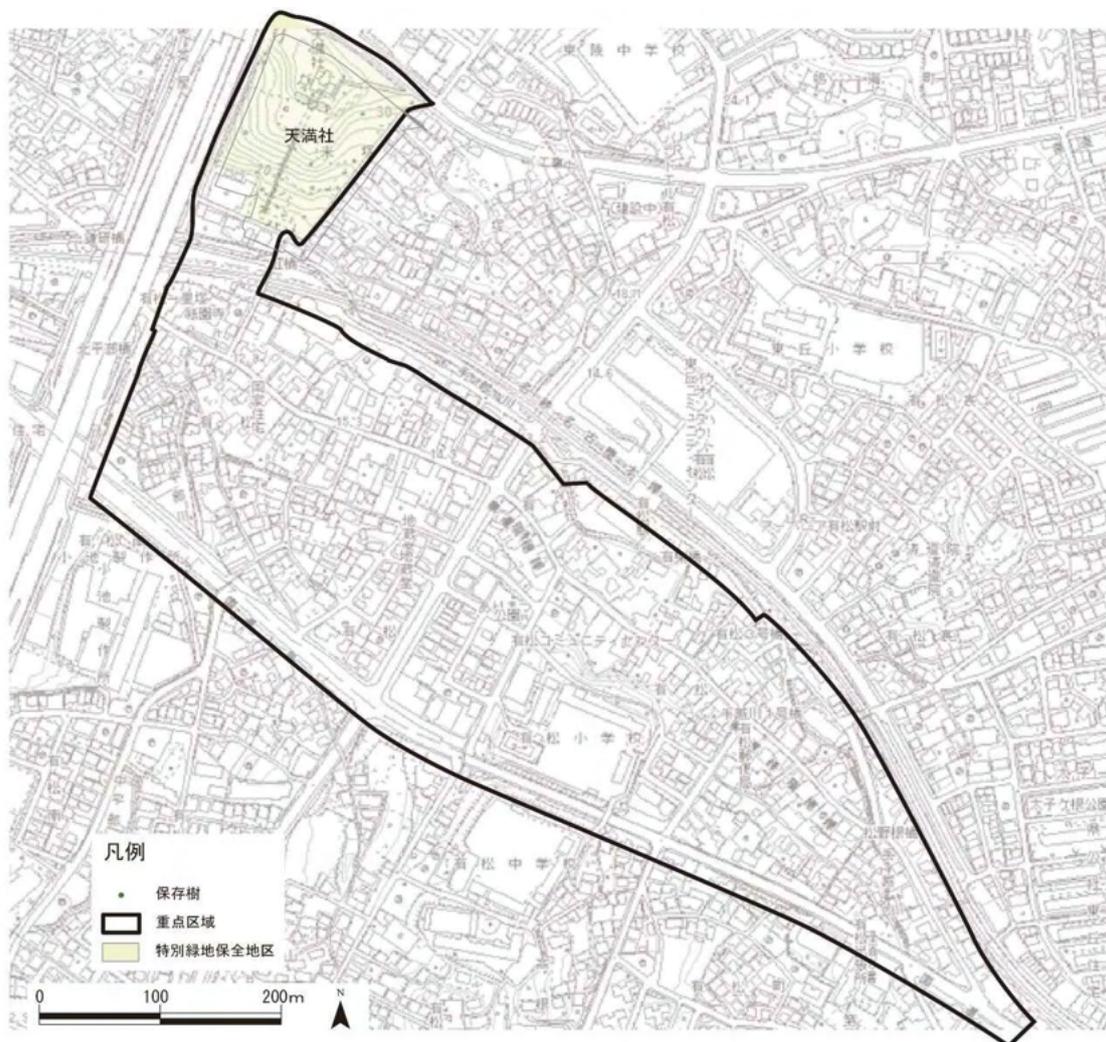
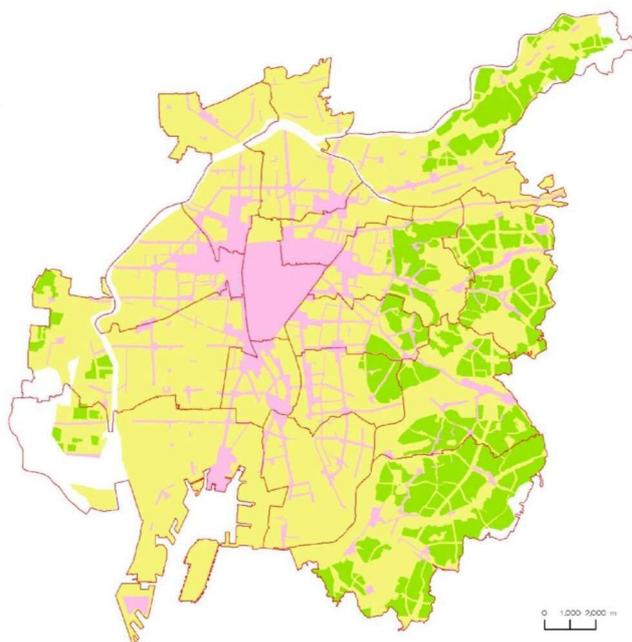


図 4-15 風致地区、特別緑地保全地区の指定状況（有松地区）

名古屋市では、市・市民・事業者の全てが協働して、みどりの減少をくい止めみどりを創出するために、「緑化地域制度」を導入し、一定規模以上の敷地において、建築物の新築や増築を行う場合に、定められた面積以上の緑化を義務付けている（増築については、増築後の床面積の合計が制度施行日（平成 20 年 10 月 31 日）における床面積の合計の 1.2 倍を超えるものが対象）。



凡例	緑化率の最低限度	用途地域等 (建ぺい率の最高限度=指定建ぺい率の場合)
	20%	第1種・第2種低層住居専用地域、第1種中高層住居専用地域の一部
	15%	第1種・第2種中高層住居専用地域、第1種・第2種準住居地域、準工業・工業・工業専用地域
	10%	近隣商業・商業地域
	20%	市街化調整区域

図 4-16 緑化率の適用概略図

(2) 歴史的町並み保存事業

名古屋市では、「名古屋市町並み保存要綱（昭和 58 年制定）」に基づき、「有松」、「白壁・主税・榎木」、「四間道」、「中小田井」の 4 地区を町並み保存地区に指定し、市内に残る優れた歴史的景観を後世に伝えるために、地域の人々の理解と協力を得て、町並みを保存しつつ、良好な住環境の整備を図ることにより、地区の特性を活かしたまちづくりを行っている。

保存地区内では、町並みの特性を維持している古い建造物（建物・門・塀など）を「伝統的建造物」として指定し、各地区に、伝統的建造物を対象とした「修理基準」と、伝統的建造物以外の建造物を対象とした「修景基準」を定めている。

修理基準では、建造物の修理を行う際には伝統的な建造物の様式にならって復原・修理することなどを定め、修景基準では、建築行為等を行う際には周囲の町並みに調和するように配慮することなどを定めているが、保存地区内において、建築物や工作物の新築、増改築、除却等を行う場合は、事前に届出をするよう要請している。



図 4-17 町並み保存地区と重点区域の位置

重点区域のうち、「名古屋城周辺地区」内には、「白壁・主税・榎木」と「四間道地区」が含まれる。また、「有松地区」内には「有松」が含まれる。

ア 白壁・主税・榿木地区 約 14.3 ヘクタール

白壁・主税・榿木地区は江戸時代以来の武家屋敷跡の地割を良く残しており、門・塀と緑樹からなる屋敷景観と戦前の優れた近代洋風建築が立ち並ぶ町並みを形成している。

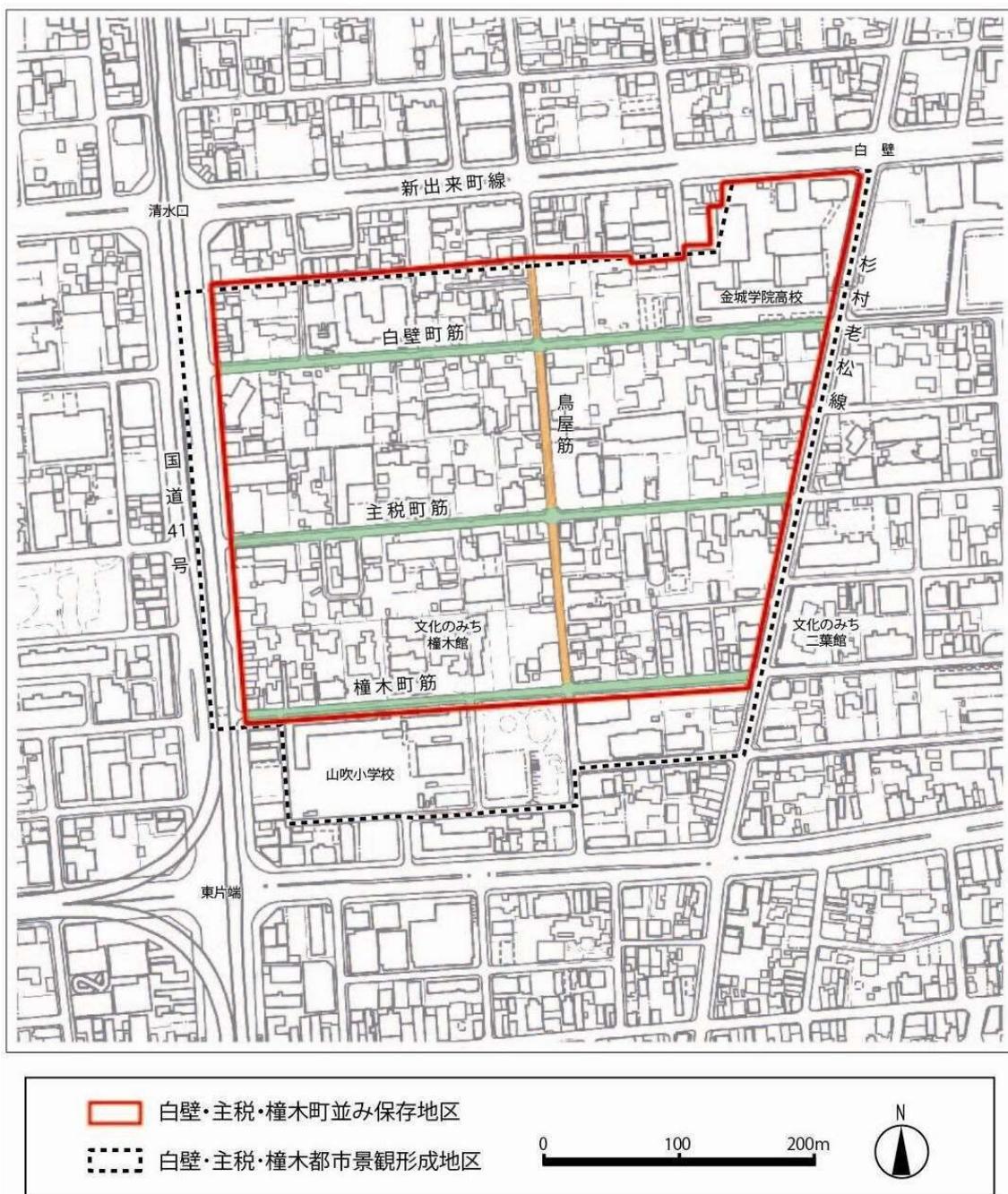


図 4-18 白壁・主税・榿木地区

《白壁・主税・榿木町並み保存地区内の伝統的建造物の例》



写真 4-1 文化のみち榿木館



写真 4-2 旧豊田佐助邸



写真 4-3 旧豊田家（門・塀）



写真 4-4 旧春田鉄次郎邸（門・塀）

《四間道町並み保存地区内の伝統的建造物の例》



写真 4-5 伊藤家住宅



写真 4-6 四間道沿いの土蔵

ウ 有松地区 約 21.6 ヘクタール

有松は、慶長 13 年(1608)、東海道の鳴海宿と池鯉鮒宿の間に尾張藩によって開かれた。ゆるやかに曲がった東海道約 800m の区間に沿って、広い間口を持つ絞商の主屋や門・塀が数多く見られ、比較的ゆったりとした町並みが継承されている。



図 4-20 有松地区

《有松町並み保存地区内の伝統的建造物の例》



写真 4-7 服部家住宅（県指定有形文化財）



写真 4-8 竹田家住宅（市指定有形文化財）



写真 4-9 岡家住宅（市指定有形文化財）

(3) 景観計画

名古屋市は、都市空間がすべての市民にとってかけがえのない共有財産であるとの認識のもとに、名古屋のまちをさらに美しく魅力あふれた快適な都市に育て、これを次代の市民に引き継いでいくため、昭和 59 年に都市景観条例を制定した。

名古屋市では都市景観条例に基づき、都市景観の整備を総合的かつ計画的にすすめるため、基本的な目標などを明らかにした「都市景観基本計画」を昭和 62 年に策定している。

この計画の中では「ふれあいと調和」を基本理念とするとともに、以下の 4 つのめざすべき都市のイメージを設定し、それを基本目標としている。

- 秩序ある都市空間の中にゆたかな自然をとり入れた美しいまち
- 活気にみちた魅力あるまち
- 歴史の深みを感じさせるまち
- 人びとの心遣いとときめきをかもしだすまち

その後、平成 16 年 6 月に景観に関する総合的な法律である「景観法」が制定されたことから、それまで実施してきた都市景観に関する施策を踏まえ、良好な景観の形成をめざすためのより効果的な制度とするため、平成 19 年 3 月に景観法に基づく「名古屋市景観計画」を策定した。

都市景観基本計画の基本理念、基本目標などを踏まえ、景観計画においても、都市景観基本計画で示した 4 つの都市のイメージの実現を図ることを景観形成の全体方針としている。

景観計画では、市内全域を景観計画区域として、良好な景観を形成するための方針、建造物等を建築する場合に守るべき景観形成上の基準、景観上重要な建造物・樹木の指定方針などを定め、都市景観条例と一体となって運用されている。

ア 都市景観形成地区

名古屋市は、昭和 59 年に定めた都市景観条例に基づき、都市景観整備地区を昭和 62 年～平成 9 年にかけて、6 地区（久屋大通地区、広小路・大津通地区、名古屋駅地区、四谷・山手通地区、築地地区、今池地区）を指定し、地区内における公共施設の景観整備を実施するとともに、年間約 200 件の建築物、工作物、屋外広告物の新築などについて届出を受け、都市景観形成基準に基づき、助言・指導を行ってきた。しかし、都市景観整備地区では、当時定めた都市景観形成基準が運用面で実態と合わなくなり、基準の見直しや新たな基準づくりが必要となってきた。

そこで、景観法に基づく景観計画において、従来の都市景観整備地区 6 地区は、都市景観形成基準の見直しを行った上で、「都市景観形成地区」へと移行した。

平成 24 年には「白壁・主税・檀木地区」を、平成 31 年には「四間道地区」を新たに指定し、現在は、8 地区を「都市景観形成地区」として指定し、地区内の住民等の理解を得ながら、それぞれの地区にあった基本方針と建築物、工作物、屋外広告物などについての基準を設定し、良好な景観の形成をすすめている。

特に、屋外広告物については、基準の一部を屋外広告物条例に基づく許可の対象事項とすることで、基準の実効性を高めている。

本計画の重点区域である「名古屋城周辺地区」は、8 つの都市景観形成地区のうち、久屋大通地区、広小路・大津通地区、白壁・主税・檀木地区、四間道地区と名古屋駅地区の一部を含んでいる。

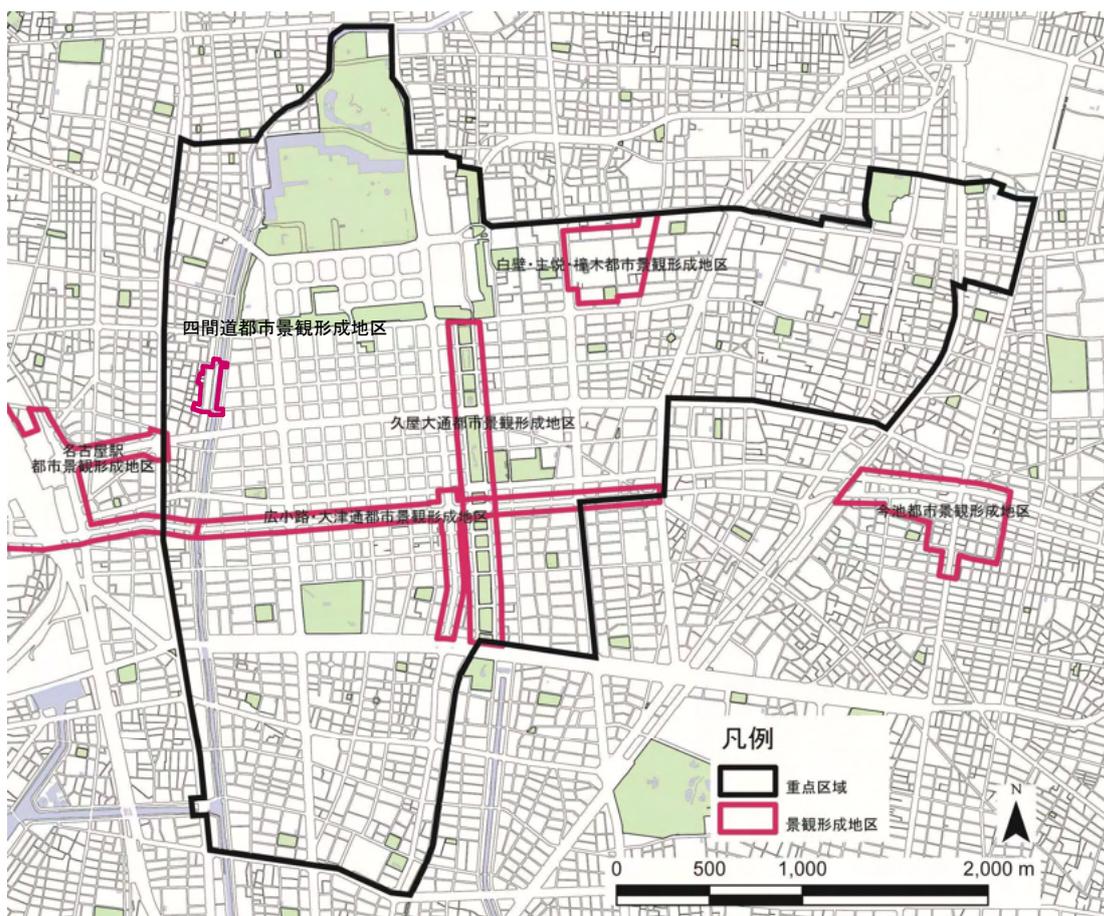


図 4-21 都市景観形成地区の指定状況（名古屋城周辺地区）

●都市景観形成地区の基本方針（名古屋城周辺地区に関連する地区）

地区名	基本方針
久屋大通地区	スケールの大きな空間と豊かな緑にふさわしい品位ある洗練されたデザインの街並みとし、にぎわい、憩い、親しみを感じる人間性豊かで活力ある都市空間とします。
広小路・大津通地区	名古屋の都心にふさわしい調和のとれた街並みとし、にぎわいと親しみと文化の香り高い人間優先の魅力ある都市空間とします。
名古屋駅地区	名古屋大都市圏の玄関としての風格と都市の魅力を感じさせるシンボリックな都市空間とします。
白壁・主税・榎木地区	名古屋開府以来の武家屋敷地の面影、優れた戦前の和風・洋風建築物、緑豊かな住宅地としての佇まいを活かし、歴史・文化の香りを感じさせる、閑静で落ち着いた都市空間とします。
四間道地区	清須越により堀川端に形成された商人町の面影を残す土蔵群、下町情緒を残す町家などの歴史資源と住環境が調和のとれた街並みとし、次世代に継承できる快適で魅力ある都市空間とします。

イ 景観上重要な建造物等についての保全

歴史、文化の一端を表現する建造物は、本市の景観に深みと個性をもたらすとともに地域の景観を特徴づける重要な役割を果たしている。歴史的又は文化的な価値を有するものや地域のランドマーク・シンボルとして、良好な景観の形成に重要なものを景観法に基づき、景観重要建造物等として指定し、保存・活用を図っている。また、都市景観条例に基づき、都市景観重要建築物等の指定を行い、保存に努めている。

①景観重要建造物・景観重要樹木

景観法に基づき、市長が、良好な景観の形成に重要なものを、所有者の意見を聴き指定するものである。

指定の要件は、建造物（これと一体となって良好な景観を形成している土地その他の物件を含む。）の外観又は樹容が景観上の特徴を有し、道路その他の公共の場所から公衆によって容易に望見され、良好な景観の形成に重要なもので、以下のいずれかに該当するものとなっている。

- ア 地域の歴史や文化を代表し、歴史的又は文化的な価値を有するもの
- イ 地域のランドマークやシンボルとして市民に親しまれているもの
- ウ 町並み保存地区の歴史的景観の形成に寄与しているもの

名古屋市では、現在 17 件の物件を指定している。そのうち 7 件が当該重点区域（名古屋城周辺地区）内にあり、さらに 5 件（下記表の 1～5）は白壁・主税・檀木都市景観形成地区及びその周辺、6 は四間道都市景観形成地区、7 は広小路・大津通都市景観形成地区に立地する近代建造物である。

1	文化のみち檀木館
2	櫻井家住宅
3	旧春田鉄次郎邸
4	名古屋陶磁器会館
5	文化のみち二葉館（名古屋市旧川上貞奴邸）
6	伊藤家住宅
7	納屋橋

重点区域（名古屋城周辺地区）の景観重要建造物

② 都市景観重要建築物等

名古屋市では、都市景観条例に基づき、都市景観の形成上重要な価値があると認める建築物、工作物その他の物件又は樹木、樹林を平成元年から8年までに6回にわたり、計61件の物件を都市景観重要建築物等として指定している（その後18件を指定解除（うち10件は景観重要建造物へ移行）して、現在の指定物件は43件）。重点区域（名古屋城周辺地区）には、近代建築物をはじめとする指定物件が18件存在する。また重点区域（有松地区）には、絞問屋をはじめとする7件が存在する。

1	五条橋
2	名古屋市役所本庁舎
3	愛知県庁本庁舎
4	株式会社三井住友銀行名古屋支店
5	旧名古屋銀行本店ビル
6	旧豊田家門・塀
7	カトリック主税町教会礼拝堂・司祭館
8	建中寺総門・山門・御成門・本堂・鐘楼
9	東海学園講堂
10	東照宮本殿
11	金城学院榮光館
12	旧料亭 樟（白壁・主税・檀木の町並み）
13	伊藤家住宅（白壁・主税・檀木の町並み）
14	勝鬨寺本堂・山門・太鼓楼・鐘楼
15	中川運河松重閘門
16	長島町通のクスノキ
17	桜通のイチョウ並木
18	カトリック教会のケヤキ

重点区域（名古屋城周辺地区）の都市景観重要建築物等

1	岡家住宅
2	小塚家住宅
3	竹田家住宅
4	西町山車倉
5	服部家住宅
6	服部家土蔵
7	有松のクロガネモチ

重点区域（有松地区）の都市景観重要建築物等

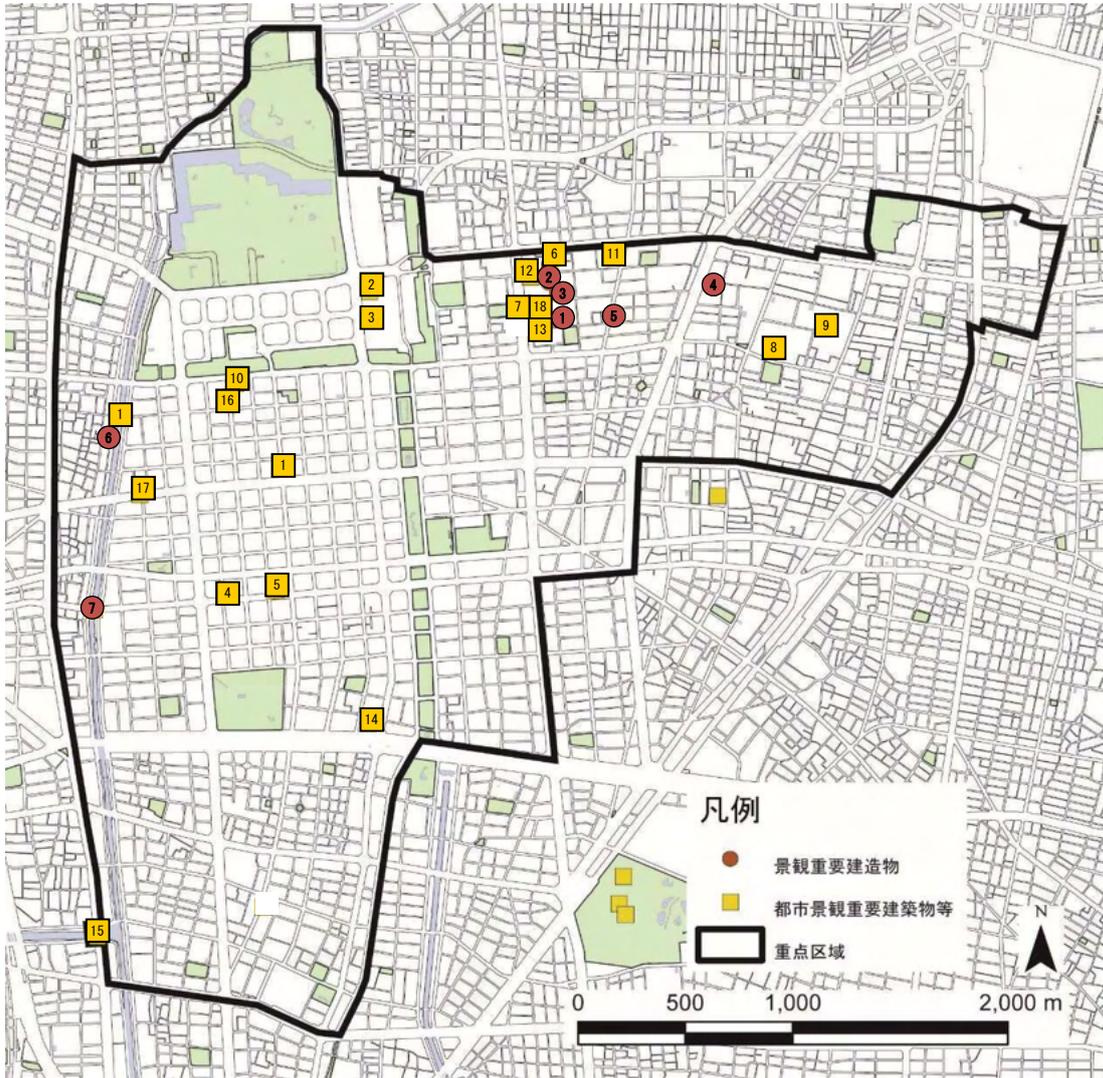


图 4-22 重点区域（名古屋城周辺地区）の景观重要建造物・都市景观重要建築物等位置図

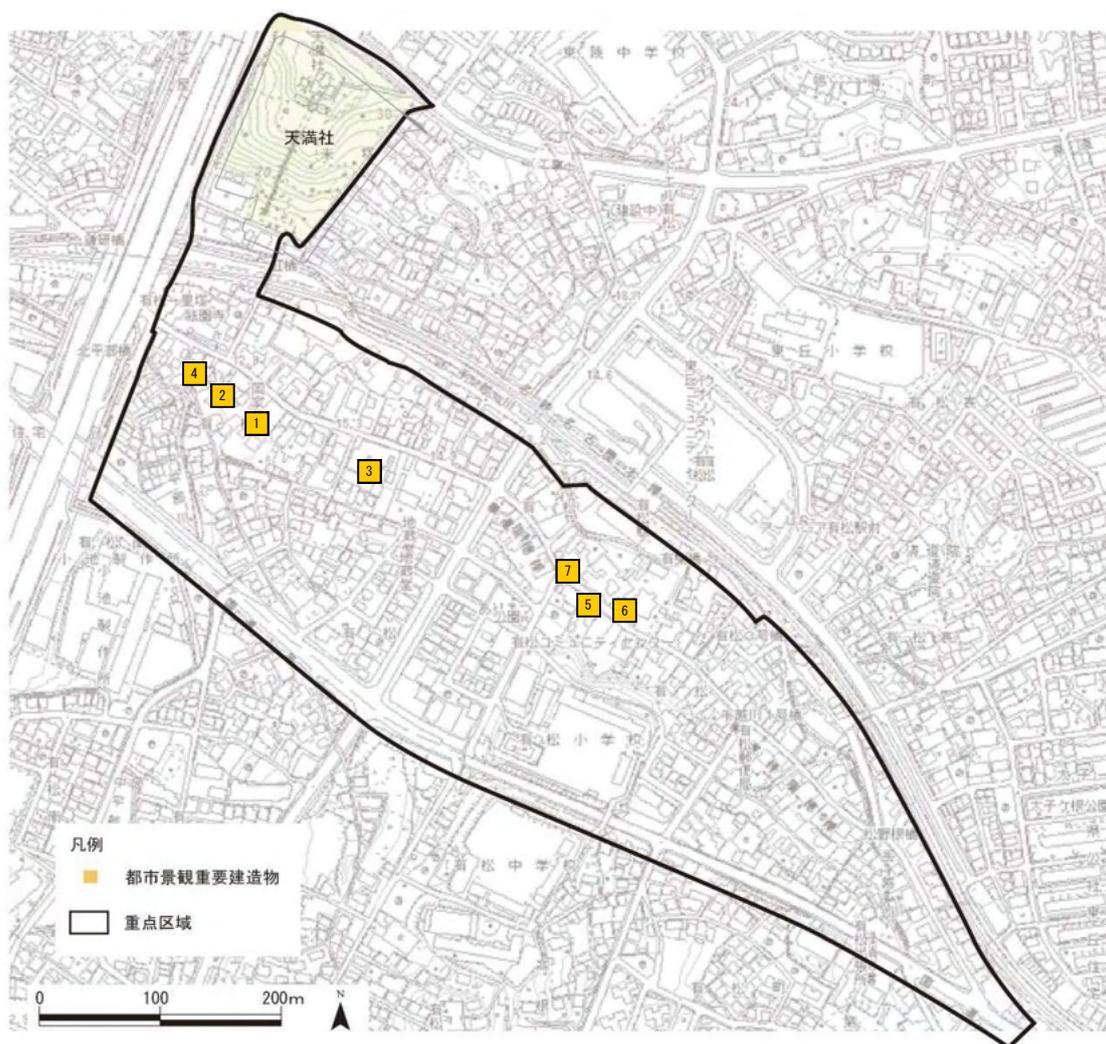


図 4-23 重点区域（有松地区）の都市景観重要建築物等位置図

ウ 屋外広告物の規制

名古屋市では、地域特性を考慮した良好な景観の形成や風致の維持、公衆に対する危害の防止を目的として、昭和31年に名古屋市屋外広告物条例を制定した。

当条例では、本市域内において屋外広告物を表示等しようとする者は、あらかじめ、市長の許可を受けなければならない等と定めている。また、広告物の表示等が禁止となる地域、物件等を下記のとおり定めている。

① 禁止地域

第1種低層住居専用地域、第2種低層住居専用地域、風致地区、文化財保護法により指定された建造物及び建造物から50m以内で市長が指定する地域等、都市公園、官公署・学校・図書館等の敷地で市長が指定する地域など

② 禁止物件

橋りょう、高架道路、街路樹、保存樹、郵便ポスト、記念碑など

③ 禁止広告物

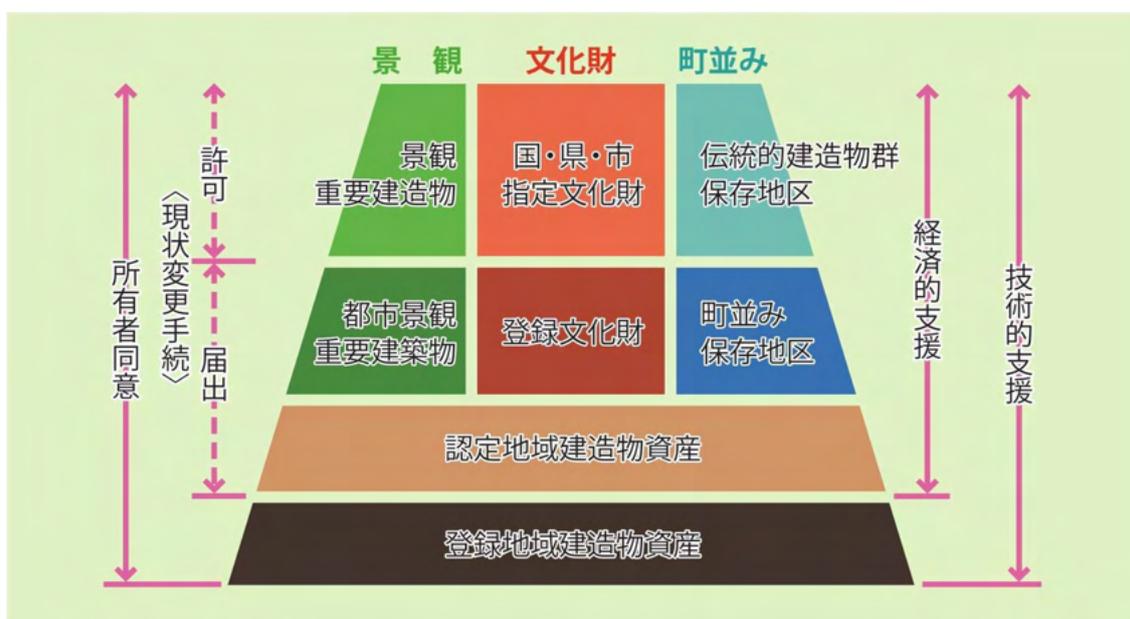
著しく汚染し、たい色し、又は塗料等のはく離したものの、倒壊・落下のおそれのあるものなど

また、「名古屋市景観計画」では、本市域内において大規模な屋外広告物を対象とした行為の制限（誘導基準）を定めている。なお、「都市景観形成地区」内で屋外広告物の表示等を行う場合は、屋外広告物の規格とともに各形成地区の景観形成基準を満たす必要がある。

(4) 登録・認定地域建造物資産

名古屋市は、平成 23 年度より、都市景観条例に基づき、一定の地域における都市景観の形成上、歴史的又は文化的価値があると認める建築物、工作物その他の物件を登録・認定地域建造物資産として、登録・認定する制度を新たに始めた。

保存活用の意向が認められる身近な歴史的建造物について一定の位置付けをすることにより、市内に残る歴史的建造物の情報を把握するとともに、所有者や使用者または地域にとってはその価値が検証され、身近な歴史的建造物を大切し、みんなで守っていくという機運の醸成や風土づくりを進め、公表による情報発信や支援措置により、保存・活用を促進することが目的である。



歴史的建造物の保存活用に関わる制度イメージ

ア 登録地域建造物資産

名古屋市都市景観条例 第 25 条の 4

市長は、一定の地域における都市景観の形成上、歴史的又は文化的価値があると認める建築物、工作物その他の物件を登録地域建造物資産として登録することができる。

以下の要件を満たすものを登録地域建造物資産として登録する。

- (ア) 原則築 50 年以上経過した建造物のうち、老朽化が著しくなく、修復・活用が可能なもの
 - (イ) 所有者に存続の意思があるもの
- 容易に望見できないもの及び移築してきたものも含むものとする。

イ 認定地域建造物資産

名古屋市都市景観条例 第 25 条の 2

市長は、一定の地域における都市景観の形成上、重要な歴史的又は文化的価値があると認める建築物、工作物その他の物件を認定地域建造物資産として認定することができる。

前記の登録要件を満たし、以下の各号の一に該当する建造物を、認定地域建造物資産として認定する判断基準とする。

- (ア) 歴史的建造物の一定の集積がみられる地域において、その景観形成の一端を担うもの
 - (イ) 町並み・境界の重要な要素、ランドマークとなっているもの
 - (ウ) 歴史性、物語性を有するもの
 - (エ) 意匠、材料、技術、立地などに地域の特徴を有するもの
- 容易に望見できないもの及び移築してきたものも含むものとする。

「名古屋城周辺地区」には、37件の登録物件、32件の認定物件、「熱田地区」には、5件の登録物件、4件の認定物件、「有松地区」には、2件の登録物件が存在する。



写真 4-10

合名会社美濃佐商店(認定)



写真 4-12

日本陶磁器センタービル(認定)

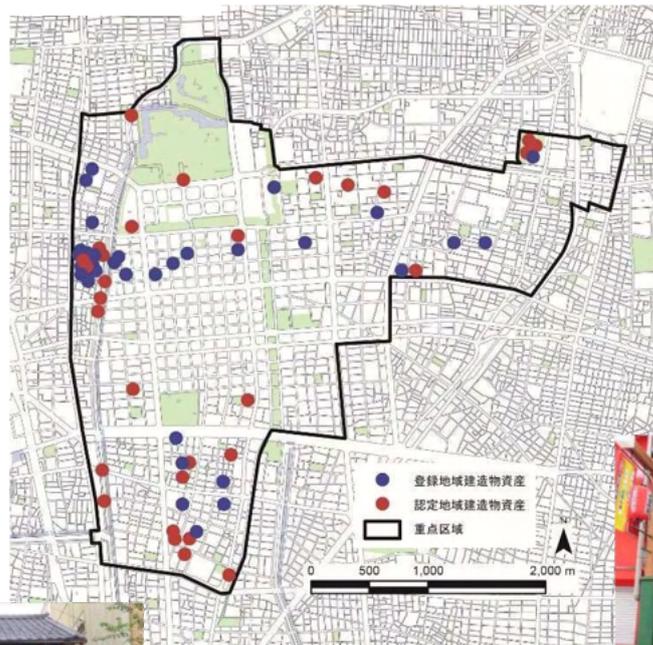


写真 4-11

有限会社 澤田商店(認定)



写真 4-13 珈琲ぶりこ(登録)

図 4-24 名古屋城周辺地区の登録・認定物件



写真 4-14
旗屋小学校武家屋敷門(認定)



写真 4-16 賀城園 茶室(登録)



写真 4-15 宮の渡し公園常夜灯(認定)



写真 4-17 きよめ餅本社(登録)

図 4-25 熱田地区の登録・認定物件



写真 4-18 旧竹田家はなれ(登録)

図 4-26 有松地区の登録・認定物件